

第12次鳥獣保護管理事業計画フレーム図

- 1 「鳥獣保護管理事業計画」策定の趣旨
 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)」の目的を達成するため、都道府県知事は「鳥獣保護管理事業計画」を策定することとされています。
 この計画は、環境省が示す基準(基本指針)をもとに、今後5年間で実施すべき鳥獣保護管理対策を定めるものであり、鳥獣の捕獲などを規制する地域の設定や捕獲許可に関する規定、特定鳥獣等の保護管理に関する計画策定、生息状況の調査に関する事項、普及啓発活動などについて記述しています。
- 2 計画の期間
 平成29年度～平成33年度までの5年間

根拠法:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

第3条(基本指針)……環境大臣が定める。
 第4条(鳥獣保護管理事業計画)……基本指針に則して知事が定める。

鳥獣保護管理事業計画の基本指針(環境省)

全体的な方針に関する事項

鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方
 関係主体の役割の明確化と連携
 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施
 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施
 人材の育成及び配置
 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

- ・国の鳥獣捕獲許可の許可基準
- ・輸入鳥獣の取り扱いの適正化
- ・愛玩飼養の取扱い
- ・傷病鳥獣救護に関する考え方
- ・油等による汚染に伴う水鳥の救護
- ・感染症への対応
- ・鳥獣への安易な餌付けの防止
- ・国際的取組の推進

希少鳥獣の保護に関する事項

都道府県が策定する鳥獣保護管理事業計画に関する事項

鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

鳥獣保護管理事業計画の計画期間
 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
 鳥獣の人工増殖及び放鳥に関する事項
 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

特定計画の作成に関する事項
 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
 その他

指定管理鳥獣の管理に関する事項

第12次鳥獣保護管理事業計画

計画の期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。(5年間)	
鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	鳥獣保護区の指定 (指定箇所数 39)	生物多様性の保全や環境の変化等を考慮し設定していくとともに、原則として期間を更新する。 本計画における期間更新箇所数 15箇所 特定鳥獣の個体数調整の取組等により鳥獣保護区の指定についての地域の理解を促進する。
	特別保護地区の指定 (指定箇所数 10)	本計画期間中に指定期間満了となる 4箇所 を再指定する。
	休猟区の指定 (指定箇所数 0)	現在休猟区指定は行っていない。 狩猟鳥獣の生息調査等を踏まえて、必要が認められる場合は新たな休猟区の指定を行うものとする。 新規に指定する場合、要領存続期間2年として指定することとし、特定鳥獣の狩猟が可能な特例休猟区制度を適用する。
	鳥獣保護区の整備等	期間更新の保護区を中心に、毎年標識設置及び更新を行う。 鳥獣の採餌、営巣に適した環境の整備・改善に努め、定期的な調査・巡回を行い保護管理に努める。
鳥獣の人工増殖及び放鳥に関する事項	キジ・ヤマドリ放鳥計画	鳥獣保護区を中心として、その効果と影響を勘案しながら、キジ、ヤマドリの放鳥を行う。
鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	学術研究や鳥獣の管理を目的とする場合など、捕獲目的に応じた許可基準を設定し、適切な許可を行う。 ・鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止のための捕獲(有害鳥獣捕獲)は、被害の恐れがある場合についても許可できるものとする。 ・鉛中毒が生じる蓋然性の高い地域の捕獲許可は、非鉛製銃弾の使用や捕獲個体の搬出の徹底を指導する。 ・愛玩のための飼養を目的とする捕獲は原則として認めない。 ・市町村に対し、条例に基づき11種類の有害鳥獣捕獲の許可権限を移譲する。また、鳥獣被害防止特措法に基づき、各市町村が被害防止計画に委譲事項を記載した場合、委譲することができる。
	その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	捕獲許可を行った者に対し、捕獲物又は採取物の処理等を行うよう適切な指導を行う。 鳥類の飼養登録、販売禁止鳥獣等の販売許可について、許可基準等を設定し、適切な許可を行う。 住宅集地域等における麻酔銃弾の実施に当たる留意事項を明記する。
特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	特定猟具使用禁止区域の指定 (指定箇所数 105)	学校の所在地、病院の近傍、市街地、公園等の不特定多数の住民が利用する区域を指定する。 本計画期間中に指定期間満了となるのは 42地区 必要と認められた区域については適宜指定していく。
	猟区設定のための指導 (指定箇所数 2)	都市化の進展の中、銃猟による危険防止のため、既設猟区の充実を図るよう関係市町村を指導する。 本計画期間中に指定期間満了となるのは 2地区
	指定猟法禁止区域の指定(指定箇所数1)	鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。
第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成等	生息数が著しく減少あるいは増加している種については、生息調査を実施するとともに検討会を組織して調査結果を検討し、必要に応じて第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画を策定、更新し、個体数の適正管理を図る。 ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルに係る第二種特定鳥獣管理計画を更新する 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、あらかじめ第二種特定鳥獣管理計画において実施に関する必要な事項を定める。
ツキノワグマの保護管理に関する事項	ツキノワグマの保護管理方針等	山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき適正な管理を行い、人間との共生を図る。 保護管理指針を更新する
カワウの保護管理に関する事項	カワウの保護管理方針等	個体数が増加傾向にあるカワウについては、山梨県カワウ保護管理指針に基づき、適正な管理を行い人間との共生を図る。 保護管理指針を更新する
鳥獣の生息状況の調査に関する事項	鳥獣の生態に関する基礎的な調査等	本県に生息する野生鳥獣の適正な保護管理及び適切な有害鳥獣駆除を実施するため、各関係機関と連携し、野生鳥獣生息調査等を実施するとともに、狩猟者からの捕獲情報の収集、分析を行う。 主な調査事項 ・鳥獣生息分布調査、ガン・カモ・白鳥類等一斉調査、狩猟鳥獣生息調査、第二種特定鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護区等の指定管理等調査など
鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	鳥獣保護管理事業の実施体制の整備	鳥獣保護管理員の任命 保護管理の担い手の育成及び配置(市町村職員・民間の担い手・狩猟者の数の確保) 鳥獣センターは、傷病鳥獣保護及び鳥獣保護管理思想の普及啓発を行うこととし、その施設計画を定める。 取締りについて、鳥獣保護管理、野鳥の会、警察等関係機関等と連携し、違法捕獲や違法飼養等について取締りを実施する。
その他	狩猟の適正化	法令遵守及び狩猟者のモラルを維持・向上させ事故防止に努める。
	傷病鳥獣救護への対応	傷病鳥獣救護について、体制を整備し、適切に傷病鳥獣の救護等を行う。
	感染症への対応	野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備しておくものとする。
	普及啓発	保護管理の普及等 ……広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図るため探鳥会、ポスターコンクール等を実施する。 安易な餌付けの防止 ……観光客等による餌付けの防止や生ゴミ・未収穫作物の放置等を防止するため周知を行う。 猟犬の適切な管理 ……猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど狩猟者に注意を促す。 愛鳥モデル校 ……鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、期間を定めて愛鳥モデル校を指定する。